# 別紙① 阪井カルフール・ド・ルポ 【介護保険】

(訪問看護)

2割負担

R3.4.1~

# 1.基本料金表 (1回の訪問看護の利用料)

単位(円)

項目			時間外訪問	
	時間	負担金額	夜間・早朝の加算額 18時~22時、6時~8時 25%増	深夜の加算額 22時~6時 50%増
訪看 I 1	20分未満	626	783	939
訪看 I 2	20分以上30分未満	940	1,175	1,410
訪看 I 3	30分以上60分未満	1,642	2,053	2,463
訪看 I 4	60分以上90分未満	2,250	2,813	3,375
訪看 I 5	1回につき20分		※1週間に6回まで利用可能 ※1日に2を超えて回以上行う場合、0	. 9を乗じた単位数で算定

<sup>※</sup>令和3年4月1日から9月30日までの間は、0.001%に相当する単位数が加算されます。

#### 予防単価

項目 時間			時間外訪問	
	負担金額	夜間・早朝の加算額 18時~22時、6時~8時 25%増	深夜の加算額 22時~6時 50%増	
予防看 I 1	20分未満	604	755	906
予防看 I 2	20分以上30分未満	900	1,125	1,350
予防看 I 3	30分以上60分未満	1,584	1,980	2,376
予防看 I 4	60分以上90分未満	2,174	2,718	3,261
予防看 I 5	1回につき20分	566	※1週間に6回まで利用可能 ※1日に3回以上行う場合、0.5を乗し ※利用開始した日の属する月から起り 介護予防訪問看護を行った場合(-5円	すして12月を超えた期間に

<sup>※</sup>令和3年4月1日から9月30日までの間は、0.001%に相当する単位数が加算されます。

# 2.加算料金表 (状況・要望に応じて加算する利用料)

単位(円)

<u>4.加异州亚汉 (1),加 3</u>	さまに心して加昇り ②作用件/	丰匠(门)
項目	負担金額	内容
初回加算 (初回)	600 円/初回	過去二月間訪問看護を受けていない場合や、要支援から 要介護に変わった場合等に、新たに訪問看護計画書を作 成し算定。
退院時共同指導加算 (初回)	1,200 円/初回	入院入所中に退院時共同指導を行った場合、退院後初回 の訪問看護に加算する。〈表A〉該当者は2回算定できる。
長時間訪問看護加算 (1回につき)	600 円/回	〈表A〉に該当する利用者に対して、1回の訪問時間が90分 を越える場合に算定。
複数名訪問看護加算	30分未満 508 円/回	
(I) (1回につき)	30分以上 804 円/回	  1人の看護師では困難であり、同時に複数の看護師等によ  り訪問看護を行う場合の2人目に算定。利用者および家族
複数名訪問看護加算	30分未満 402 円/回	の同意が必要。
(Ⅱ) (1回につき)	30分以上 634 円/回	

看護体制強化加算 II (1月につき)	400 円/月	在宅での中重度の療養生活に伴う医療ニーズに対応し緊 急訪問看護加算が50%以上特別管理加算が20%以上の 方、又ターミナルケア加算を算定している場合
(外)サービス提供体制 強化加算1 (1回につき)	12 円/回	看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
外 緊急時訪問看護加算1 (1月につき)	1,148 円/月	利用者および家族が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定。
参特別管理加算 I	1,000 円/月	利用者が、〈表Aの①〉に該当する場合に算定。
参特別管理加算 II (1月につき)	550 円/月	利用者が、〈表Aの②〉に該当する場合に算定。
ターミナルケア加算 (死亡月)	4,000 円/死亡月	死亡月および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア を実施した場合に算定。要支援は対象外。

- 特別管理加算算定者の時間外訪問は、一月の2回目以降より割増料金の適用となります。 急性憎悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間(最大2週間)は医療保険の適用とな ります。
- ※ 外 は支給限度基準額管理の対象外です。

# 3.その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
死後の処置料金		訪問看護サービスの提供と連続して行われた、 在宅での死後の処置料

# 表A: 厚生労働大臣が定める状態

①特別管理加算 I	□ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
	□ 気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態
②特別管理加算Ⅱ	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、 在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、 在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
	□ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
	□ 真皮を越える褥瘡の状態
	□ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態